

公益財団法人 1more Baby 応援団 会員規程

(目的)

第1条 この規程は公益財団法人 1more Baby 応援団（以下「この法人」という。）定款第8章第48条に規定する会員（以下「会員」という。）に関し、会員の入会及び退会並びに会費等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の資格と種類)

第2条 この法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする法人若しくは団体、または個人は、理事長の承認を経て賛助会員になることができる。

2 会員のうち、法人又は団体を法人会員とし、個人を個人会員とする。

(入会の申請)

第3条 会員になろうとするもの（以下「申請者」という。）は、理事長に入会申込書を提出するものとする。

(入会の承認)

第4条 理事長は、前条の規定による入会の申し込みがあった場合においては、速やかに申請者が第2条に規定する資格を有し、会員たるにふさわしいか審査し、ふさわしいと認めるときは入会を承認するものとする。

2 前項の承認があったときは、申請者に対し、その旨を通知するものとする。

(入会手続き)

第5条 申請者は、前条第2項の通知を受けたとき、入会金及び年会費を納入しなければならない。

(会費及び入会金)

第6条 会員は、入会するときに入会金並びに年会費を、以後毎年年会費を納入しなければならない。

(1) 法人会員

入会金 5万円

年会費 1口 5万円

従業員数	年会費
300名未満	1口以上

300名以上	2口以上
1,000名以上	4口以上

(2) 個人会員

入会金 なし

年会費 5千円以上

(会費の納入方法)

第7条 入会金及び年会費の納入は、この法人が指定する銀行口座に振り込むことによってしなければならない。

(会費の使途)

第7条の2 第6条及び前条の規定により納入された会費については、その50%以上を公益目的事業のために使用するものとする。

(会員の特典)

第8条 会員は、次の特典を享受することができる。

- (1) メーリングリストに登載し、メール等による情報提供の受領。
- (2) この法人が発行する情報誌等の受領。
- (3) この法人が主催、共催するシンポジウム、講演会、勉強会等に無料又は会員料金での参加。

(退会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

- 2 前項の場合、会員が納入した入会金及び年会費については、これを返還しない。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 個人会員が死亡又は失踪宣告を受け、若しくは法人会員が解散又は消滅したとき。
- (3) 3カ月以上にわたって会費の納入その他この法人に対する債務の履行を怠ったとき。
- (4) 次の各項目のいずれかに該当するとき。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会勢力（以下、「反社会勢力」という）に属すると認められるとき。
- ② 反社会勢力が経営又は運営に関与していると認められるとき。
- ③ 反社会勢力と密接又は特別な関係があると認められるとき。
- ④ 反社会勢力に対して資金等を提供し又は便宜を図るなど、利益供与を行っているとして認められるとき。
- ⑤ 自ら又は第三者を利用し、当法人又は当法人の関係者に対して詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いたと認められるとき（５） 除名されたとき。

（除名）

第 1 1 条 会員が次の各号のいずれかに該当する時は、定款第 7 章 3 8 条で定める理事会において理事の過半数の議決により、これを除名することができる。

- (1) この法人の名誉を著しくき損し、又は信用を失わせる行為があったとき。
- (2) この法人の事業を妨げ、又は妨げようとしたとき。
- (3) この法人の事業に関し不正な行為をしたとき。

（会費の不返還）

第 1 2 条 会員がその会員資格の喪失の前に納入した入会金及び年会費については、返還しない。

（会費の減免）

第 1 3 条 自然災害、その他外因的事由によって甚大な影響を受けた会員は、当該年度会費の減免、もしくは次年度会費の減免を行うことができる。会費減免の可否や、申請内容を審議の上、理事会にて決定する。

（補則）

第 1 4 条 この規程は理事会の決議により改正することができる。

附則

この規程は、平成 2 7 年 1 月 1 5 日より施行する。

附則

この改正は、平成 2 7 年 4 月 1 7 日より施行する。（平成 2 7 年 4 月 1 7 日理事会議決）

附則

この改正は、平成 2 9 年 4 月 1 4 日より施行する。（平成 2 9 年 4 月 1 4 日理事会議決）

附則

この改正は、平成30年5月28日より施行する。(平成30年5月28日理事会議決)

附則

この改正は、令和3年5月28日より施行する。(令和3年5月28日理事会議決)